

京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

現行					改正案									
京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 157 号					京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 157 号									
別表（第 21 条、第 24 条関係）					別表（第 21 条、第 24 条関係）									
区分	種別	単位			金額 (円)	処理手数料の納入 方法	区分	種別	単位			金額 (円)	処理手数料の納入 方法	
し尿		200 リットルまで			1,600	し尿処理券の購 入又は口座振替に よる納入	し尿		200 リットルまで			1,600	し尿処理券の購 入又は口座振替に よる納入	
		200 リットル 超過分	25 リットル ごとに		200				200 リットル 超過分	25 リットル ごとに		200		
浄化槽汚泥		1,800 リットルにつき			1,500	納入通知書による納入	浄化槽汚泥		1,800 リットルにつき			1,500	納入通知書による納入	
市が収集 の場合	可燃ごみ	市指定 袋1枚	大	45 リットル	30	市が指定するご み袋の購入による 納入	市が収集 の場合	可燃ごみ	市指定 袋1枚	大	45 リットル	30	市が指定するご み袋の購入による 納入	
			小	30 リットル	20					小	30 リットル	20		
			ミニ	20 リットル	15					ミニ	20 リットル	15		
	粗大ごみ	市指定シール1枚(1個につき)			500	市が指定するシ ールの購入による 納入		不燃ごみ	市指定 袋1枚	大	45 リットル	30	市が指定するご み袋の購入による納 入	
市の処理 場へ直接 搬入の場 合	可燃ごみ	市指定 袋1枚	大	45 リットル	30	市が指定するご み袋の購入による 納入	市の処理 場へ直接 搬入の場 合	可燃ごみ	市指定 袋1枚	大	45 リットル	30	市が指定するご み袋の購入による 納入	
			小	30 リットル	20					小	30 リットル	20		
			ミニ	20 リットル	15					ミニ	20 リットル	15		
	上記以外は 20 キログラムごと に			100	納入通知書による納入	上記以外は 20 キログラムごと に			100	納入通知書による納入				
	可燃 ごみ 以外	資源 ごみ・ 不燃 ごみ・ 有害 ごみ・ 粗大	20 キログラムごとに			100	納入通知書による納入		不燃ごみ	市指定 袋1枚	大	45 リットル	30	市が指定するご み袋の購入による 納入
									小	30 リットル	20			

		ごみ		
--	--	----	--	--

備考 (略)

		上記以外は、20 キログラムごとに	100	納入通知書による納入	
	可燃 ごみ 以外	資源 ごみ・ —— 有害 ごみ・ 粗大 ごみ	20 キログラムごとに	100	納入通知書による納入

備考 (略)

附 則
この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。